議　　長　日程第18「報告第４号令和７年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長　それでは、報告第４号令和7年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、令和７年度予算の一部を令和８年度に、事故繰越するものについて、御報告させていただくものでございます。１枚おめくりください。繰越を必要といたしますのは２件でございます。

まず１件目につきましては、款水道事業費用、項営業費用、事業名、量水器交換委託についてでございます。予算計上額は895万4,000円でございますが、この全額である895万4,000円を翌年度へ繰越しするものでございます。財源につきましては、記載のとおりとなります。

繰越の理由といたしましては、交換対象となっていた一部の量水器において、設置場所の状況などから、交換が困難な箇所が多数存在し、その調査や作業に想定以上の時間を要したため、年度内の完了が困難となり、翌年度に業務を繰り越して実施するものでございます。なお、本業務につきましては、９月には完了する見込みとなっております。

次に、２件目は、資本的支出、建設改良費、事業名、河南沢配水池倉庫設置事業についてでございます。予算計上額は1,200万円でございますが、給水設備を別契約として発注、終了しておりまして、その当年度の支払義務発生額としては596万5,300円でございます。残る603万4,700円を翌年度へ繰り越すものでございます。財源の内訳につきましては記載のとおりとなります。

繰越の理由といたしましては、倉庫の設置場所におきまして、位置の細かな調整、周囲、周辺住民の方々との合意形成を図るに当たりまして、不測の日数を要したことから、年度内に工事を完了することができず、翌年度に繰り越して事業を継続するものでございます。なお、本事業につきましては、７月には完了する見込みとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

９　番　井　上　１点お伺いいたします。まず前段の量水器の交換委託、説明の中で理由としては理解できますが、これは全額を予算計上額そのまま全部繰り越すということなのだよね。それと７年度では、ほとんど事業が行われなかったのかというふうな理解になるかと思いますが、まず量水器の何基量水器の交換を予定をしていたのか。なぜ７年度では執行がゼロなのか、その２点お伺いします。

環境上下水道課長　お答えいたします。メータ交換の上水道の総数といたしましては、予定されていたのが1,110個、その内の交換済みが715でございます。残りの数につきましては、いまだ交換をしていない状況でございます。これは５月31日時点での数でございます。契約自体が、令和７年度の契約になっておりますので、全て完了後の精算という形になりますので、令和８年度に全て繰り越すものでございます。

９　番　井　上　個数は1,110個で、うち715個は、もう７年度で交換をしたという理解でよろしいんですか。

環境上下水道課長　はい715個につきましては、５月31日現在で交換済みの数でございます。

９　番　井　上　もう一回聞きますね。1,110個が要交換の量水器だと、メータですよねと理解したのですけども、この繰越計算書ですと、895万4,000円が、1,110個に対する予算計上額じゃないかなと思うのですよ。

でも、翌年度繰越額が、895万4,000円ですよね。そうすると1,110個のメータの交換というのは、７年３月31日までには何もなされなかったという理解でよろしいのですか。

環境上下水道課長　今、その数字はこちらにはないのですが、３月31日現在でも、715まではいかないんですけれども、その以下のそうですね。500個ぐらいですかね。ちょっと数字は持ち合わせていませんが、その数は交換してございます。

９　番　井　上　交換が済んでいれば、これは全額繰越じゃなくて、一部繰越になるかと思うんですけども、ちょっと理解が違っていますか。

環境上下水道課長　契約の内容上、全て完了して精算という形になりますので、一部だけ精算と

いうことはできませんので、令和８年度完了した時点で全て精算という形になります。

議　　長　ほかにございませんか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で報告を終わります。